

事務連絡

令和6年3月21日

都道府県
各 指定都市 介護保険主管部（局） 御中
中核市

厚生労働省老健局高齢者支援課
認知症施策・地域介護推進課
老人保健課

有毒植物による食中毒防止の徹底について

平素より介護保険行政の推進につきまして御理解、御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

例年、特に春先から初夏にかけて、有毒植物の誤食による食中毒が多く発生しています。令和5年もイヌサフラン、グロリオサ、スイセン等の有毒植物の誤食による食中毒事例が報告されており、患者の多くを高齢者が占めています。

これを踏まえ、厚生労働省においては、別添のとおり「有毒植物による食中毒防止の徹底について」（令和6年3月19日付け健康・生活衛生局食品監視安全課長通知）を各都道府県、保健所設置市、特別区衛生主管部（局）長宛に発出し、注意喚起等をはかっています。

介護保険主管部（局）におかれましても、別添の内容について御了知いただくとともに、管内市町村、サービス事業者等への周知に御協力いただきますようお願いいたします。

【別添】

「有毒植物による食中毒防止の徹底について」（令和6年3月19日付け健康・生活衛生局食品監視安全課長通知）